

お子さんをお持ちの人に！

問合せ・請求先

子ども福祉課(内線163)
笠間支所福祉課(内線72161)
岩間支所福祉課(内線73173)



児童手当の支給対象が拡大しました

4月1日から、児童手当の支給対象年齢が、これまでの小学校3年生から小学校6年生までに拡大し、所得制限額も引き上げられました。改正に伴う児童手当の請求は、9月30日までに受付けたものに限り、4月1日にさかのぼって支給します。

児童手当とは……児童を養育している人に支給する手当のことです。

- 3月まで手当を受給していた人で、小学校4年生の児童がいる保護者
▶現況届の提出が必要(6月中旬に通知予定)
- 現在、手当を受給中の人で、小学校5年生または6年生の児童がいる保護者
▶現況届・額改定請求の手続きが必要(6月中旬に通知予定)
- 現在、手当を受給されていない人で、小学校6年生までの児童がいる保護者
▶新規請求の手続きが必要(7月通知予定)

請求に必要なもの……印鑑、請求者(保護者)名義の銀行口座のわかるもの(郵便局不可)、健康保険被保険者証の写しなど

支 払 日……原則2・6・10月の10日です。(10日が金融機関休業日の場合は、繰上げて直前の金融機関の営業日になります)

児童扶養手当の支給者 および手当月額を変更しました

旧友部・岩間町の児童扶養手当受給者の人には、平成18年3月分までは県から手当を支給していましたが、合併により、4月分からは笠間市から支給することになりました。支払月および支払日については、今までどおりで変更はありません。

なお、手当月額は、自動物価スライド制により、4月分からマイナス0.3%の改定を行います。

児童扶養手当とは……父と生計を同じくしていない児童の母(養育者)に、支給する手当のことです。

- 全部支給の場合の手当額……月額41,720円(旧月額41,880円)
(支給対象児童が2人以上の場合は、第2子5,000円、第3子以降1人につき3,000円の加算)
- 一部支給の場合の手当額……詳しくは問合せください。
例)年間給与収入150万円(年間所得85万円)の母が、児童1人を養育している場合
……月額38,030円(旧月額38,180円)

